

令和3年1月20日

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会資料

目次

ページ

1 新型コロナウイルス感染症について

(1) 感染者の発生状況	1
(2) 県の対応	1
(3) 医療提供体制等	7
(4) 産業における対応	11
(5) 雇用、労働関係の支援の実施	16
(6) 観光における対応	18
(7) 県立学校及び市町村立学校の対応	19
(8) その他	29

2 県の宿泊療養施設における入所者の死亡等について

(1) 宿泊療養施設における入所者の死亡事案の課題と対応状況	38
(2) 第三者検証委員会の設置	39
(3) 自宅療養者の死亡事案	40

1 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、これまでの対応状況等を報告する。

(1) 感染者の発生状況

1月16日時点で、県内における感染者は、クルーズ船における感染者等を除き、32,392名となっている。

県内の症状別の発生状況（1月16日現在）

入院				宿泊施設療養	自宅療養	死亡
	重症	中等症	軽症・無症状			
897名	106名	729名	62名	464名	4,969名	353名

(2) 県の対応

ア 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

(10月20日以降)

開催日	主な議題
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ 病床拡大を要請する医療アラートの発動 ・ マスク会食の普及啓発
11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ 県の対処方針の改定 (イベントの開催制限の来年2月末までの延長) ・ 「GoToEatかながわ」新規クーポン販売の一時停止
11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ ステージⅢ警戒宣言の発出 ・ 入院基準の見直し ・ 「かながわ県民割」の新規販売の一時停止
12月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ 事業者への時短営業要請 ・ 県民へ外出を控えめにするよう要請
12月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ 事業者への時短営業要請の延長 ・ 県民へ外出を可能な限り自粛するよう要請 ・ 年末年始に向けた呼びかけ

1月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の感染状況 ・ 事業者への時短営業要請の前倒し ・ 県民へ徹底した外出自粛を要請 (特に20時以降の飲食を伴う外出の自粛) ・ イベントの開催要件の厳格化 (人数上限5,000人を新規販売分に適用)
1月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言に伴う県の実施方針の策定

イ 緊急事態宣言に伴う県の対応

令和3年1月7日、特措法（以下、「法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、県の実施方針を策定した。

(7) 措置を実施する期間

令和3年1月8日～2月7日

(イ) 措置の対象とする区域

神奈川県全域

(ウ) 実施する措置の主な内容

a 県民の外出自粛

- ・ 人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第45条第1項に基づき、生活に必要な場合を除き、徹底した外出の自粛を要請（特に、20時以降の不要不急の外出を自粛するよう強く要請）
- ・ 感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底

b 施設の使用制限、営業時間短縮の要請等

(a) 営業時間短縮の要請

- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店等に対し、第24条第9項に基づき、次のとおり要請（デリバリー、テイクアウトによる営業は要請の対象外）
[1月8日から1月11日までの間]
横浜市内と川崎市内の酒類を提供する飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）
[1月12日から2月7日までの間]
全県の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）
- ・ 上記要請に応じない店舗に対しては、法第45条第2項の要請等、必要な措置を実施

(b) 営業時間短縮の働きかけ

施設に人が集まり、飲食につながる可能性がある遊興施設等について、5時から20時までの時短営業（酒類の提供は11時から19時まで）

c イベントの開催制限

- ・ 事業者に対し、法第24条第9項に基づき、イベントの開催は、5,000人以下かつ収容率50%以内での実施を要請（新規販売分に適用、既存販売分には適用せず）

d テレワークの徹底等

- ・ 事業者に対し、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務を働きかけ
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制するよう働きかけ
- ・ 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底を働きかけ
- ・ 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけ

e 大学や学校への要請

- ・ 法第24条第9項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請
- ・ 「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請（特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請）

(I) 緊急事態措置の実効性を確保するための対応

- ・ (ウ) b(a)の要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給
- ・ 所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請
- ・ チラシ、ポスター、ホームページ、SNSなど、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底

(オ) 県機関の取組

- ・ テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組の推進
- ・ 県民利用施設について、「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に関わらず原則休館することを基本とし、個々の施設の実情に応じて適切に対応

ウ 新型コロナウイルス感染症に係る「緊急経済・社会対策部」の取組

4月6日に、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るため、県対策本部のもとに、これまでの「統制部」に加え、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置し、総合的に施策を推進することとした。

(ア) 補正予算措置による対応

a 令和2年4月

国の緊急経済対策も踏まえ、医療崩壊を防ぎ、適切な医療を提供できる体制を整え、事態の早期収束に強力に取り組むとともに、その後の力強い回復の基盤を築くための経済・社会対策を取りまとめた。

b 令和2年5月

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間が5月31日まで延長されたことを踏まえ、県からの要請等に応じて、休業又は夜間営業時間を短縮した、もしくは、県からの要請等はないが、自主的に休業した事業者へ協力金を交付することとした。

c 令和2年6月

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の第2次補正予算を踏まえ、医療提供体制の維持や経済の回復に向けた支援のほか、新たに設置する「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」を活用した事業など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

<寄附受付状況> (1月18日現在)

748,159,078円 (4,568件)

d 令和2年9月

経済の回復に向けた支援など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

e 令和2年11月

生活困窮者の支援など、早急に対応する必要がある経済・社会対策を取りまとめた。

f 令和3年1月

新型コロナウイルス感染症の厳しい感染状況を踏まえ、営業時間の短縮要請を延長・拡大することに伴い、県からの要請に応じた飲食店等へ協力金を交付することとした。

(イ) 経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載したチラシを作成し、県ホームページやLINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート(行政)」に掲載したほか、スーパー、コンビニエンスストア等での配架、商工会及び商工会議所等への配付を行った。

(ウ) 事業活動再開に伴う感染拡大防止対策

事業者の取組を応援するツールとして、「業種別チェックリスト」を作成するとともに、「感染防止対策取組書」の発行を開始した。また、取組書に印刷された二次元バーコードを来店・来所した利用者がスマートフォンで読み取ることで、万一その店舗等で感染者が発生した場合に、利用者に注意喚起できる「LINE コロナお知らせシステム」を構築した。

感染拡大防止と県内経済の回復の両立を図っていくため、県民や事業者向けに「感染防止対策取組書」と「LINE コロナお知らせシステム」の普及啓発を図った。

a 「感染防止対策取組書」に係る認知度調査

(a) 趣旨

「感染防止対策取組書」の認知・意向調査を行い、県民のニーズを定量的に把握する。

(b) 概要

○手法

インターネット調査

○対象

15歳以上の男女で、神奈川県に在住する者（2,000人）

○期間

（第1回調査）令和2年6月5日から令和2年6月6日まで

（第2回調査）令和2年8月11日から令和2年8月14日まで

(c) 認知度

（第1回調査）33.5%

（第2回調査）39.9%

（単位：%）

	15-19 歳	20代	30代	40代	50代	60-64 歳	65歳以上	全体
第1回調査	36.1	29.1	26.4	34.3	36.3	37.4	42.9	33.5
第2回調査	45.6	36.8	31.6	40.4	42.6	46.7	44.0	39.9
増減	+9.5	+7.7	+5.2	+6.1	+6.3	+9.3	+1.1	+6.4

b LINE公式アカウント「神奈川県新型コロナ対策事業者サポート」の開設

飲食店等の事業者が取り組む感染防止対策のさらなる充実に資するため、手指消毒の方法など具体的な対策をわかりやすく解説した動画を作成するとともに、感染防止対策に関する質問に自動で回答する仕組みを構築し、10月8日にLINE公式アカウントで公開した。

c 「マスク会食」の普及

飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、会食する場合でも会話するときはマスクを着用する「マスク会食」の普及を図るため、チラシや動画を作成し、県ホームページに掲載した。

また、「感染防止対策取組書」登録事業者へのメールによる周知や市町村への協力依頼などを行うとともに、マスクとチラシの街頭配布を実施するなど、広く県民や事業者に対する周知に努めた。

(I) 新型コロナウイルス感染症拡大に関する県民アンケート

a 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に当たっては、日々刻々と状況が変化する中で機動的かつ柔軟な対応が必要とされており、今後の施策展開や、かながわブランドデザインの推進の参考とするため、県民アンケートを実施し、県民の声やニーズを把握する。

b 概要

(a) 手法 神奈川県電子申請システム

(b) 期間 令和2年7月22日から令和2年8月31日まで

c アンケートの回答

(a) 回答者数

851人

(b) 設問「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による現在の（又は今後想定される）困りごと」の回答

○件数

1,900件（複数回答可）

○主な回答

- ・ 感染への不安
- ・ 生活サイクルの乱れ
- ・ 家で過ごす時間が増えることによるストレスの増加
- ・ 勤務先で在宅勤務が実施されない など

(c) 設問「前項で選んだ項目において具体的に必要だと思う支援や対策等（又はコロナ禍における社会において必要だと思う支援や対策等）と、その理由について」の回答

○件数

1,368件（複数回答可）

○主な回答

- ・ すぐにPCR検査を受けられる体制
- ・ 健康的に暮らすための広報
- ・ 心身の健康を維持するためのオンライン相談の実施
- ・ テレワークの推進
- ・ 企業を長期的に支援する補助金
- ・ 情報の取得格差の是正 など

(3) 医療提供体制等

ア 入院基準の見直し

11月までは、軽症や無症状であっても、65歳以上の方や基礎疾患のある方を無条件で入院対象としていたが、11月27日に開催された感染症対策協議会における意見も踏まえ、年齢や基礎疾患の種類や状態といったハイリスク因子をそれぞれ数値化して、その合計スコアを参考に、医師が入院対象とするかを決定することとした。

イ 病床の確保状況

	対象	即応病床数 (1/17 現在)	入院患者数	確保病床数
高度医療機関	重症 (人工呼吸器等が必要)	107 床	103 人	200 床
重点医療機関	中等症 (酸素吸入等が必要)	509 床	435 人	1,739 床
重点医療機関 協力病院	疑似症、軽症等	370 床	356 人	
計		986 床	894 床	1,939 人

ウ 臨時の医療施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法第48条第1項に基づき、神奈川県知事が設置する「臨時の医療施設」として、180床規模の入院施設を湘南ヘルスイノベーションパーク内に開設した。

1月18日から5棟目(37床)を新たに開棟し、全180床で患者受入れが可能となった。

なお、1月17日現在の入院患者数は98人、即応病床数143床に対する病床利用率は68.5%である。

エ 宿泊療養施設(1月16日現在)

区分	室数・床数	利用者数
湘南国際村センター	95	54 人
アパホテル<横浜関内>	451	129 人
横浜市宿泊療養施設	163	13 人
相模原宿泊療養施設	40	23 人
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	399	132 人
レンブラントスタイル本厚木	162	51 人
パークインホテル厚木	282	62 人
合計	1,592	464 人

※横浜市宿泊療養施設は200床確保しているが、現在の利用可能数は163床となっている。

オ 検査体制

検体採取及び検査能力の両面について、順次、拡充を図っている。

(7) 検体採取(1月8日時点)

帰国者・接触者外来	68 か所
検査協力医療機関	1749 か所
地域外来・検査センター	30 か所

(イ) 検査能力（PCR等検査）

区分	検査能力	備考
県・市衛生研究所	約 900 件	県・6保健所設置市の検査能力の合計
民間検査機関	約 5,990 件	
医療機関	約 12,247 件	
合計	約 19,137 件	

(ウ) 検査の実施状況（1月12日現在延人数）

区分	人数	備考
県・市衛生研究所	61,979 人	県・5市衛生研究所の合計
検査センター・医療機関等	337,389 人	検査センターから民間機関に委託された検査を含む
合計	399,368 人	

カ 抗体保有状況等調査の実施

県内の新型コロナウイルスの感染状況等を把握し、感染対策を検討する際に活用するため、抗体保有状況等調査を開始した。

- ・ 対象：約 2,000 人
- ・ 実施時期：令和3年1～3月
- ・ 調査内容（調査主体）

抗体保有状況や食生活等の生活習慣との関係（県立がんセンター、県立保健福祉大学等）、抗体保有状況や発熱等と感染有無の関係（慶應義塾大学）

キ 積極的疫学調査の見直し

(ア) 積極的疫学調査の定義

感染症などの色々な病気について、発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査

(イ) 見直しの概要

新規陽性患者の急増とともに感染経路不明者も増加しており、まん延期に移行していると考えられ、新規感染者への適切な対応が難しくなってきたことから、県内全保健所において積極的疫学調査の対象を絞り、重点化について徹底することとした。

ク 感染者の爆発的増加に伴う自宅療養サポートの見直し

(ア) 背景

感染者の爆発的増加に伴い、自宅療養者が急増し、療養者の健康観察については、ICTの活用等、より効率的な手法の検討が必要になっている。また、宿泊施設や自宅での療養者の死亡事案の発生を踏まえ、症状の悪化を息苦しさなどの自覚症状以外にも把握できる効果的な手法の検討が必要となった。

(イ) 概要

これまで県の本部職員等が毎日療養者全員に LINE または電話で症状等を聞き取ることで健康観察を行っていたが、新型コロナの劇症化の観察に有効な血中酸素飽和度(SpO₂)に着目して、これを測定するパルスオキシメーターをハイリスク者等に貸与することにより患者が自ら 24 時間健康観察を行えるサポート体制に切り替える。

(ウ) 自宅療養者の健康観察の流れ

a 40 歳以上の自宅療養者

全員にパルスオキシメーターを貸与し、LINE または AICall による健康観察を行う。酸素飽和度が 93%以下の場合は有人架電し、ハイリスク者としてフォローするとともに、LINE 等の回答が得られない場合は保健所職員が訪問する。

b 40 歳未満の自宅療養者

原則パルスオキシメーターの貸与は行わないが、LINE 等による健康観察は 40 歳以上の自宅療養者と同様に行う。また、療養者がコロナ 119 番に連絡してきた場合など、必要に応じてパルスオキシメーターの貸与を行う。

c 入院待機者などのハイリスク者

原則、有人架電によりフォローする。

※ハイリスク者とは以下のものを指し、1 日 1 回有人架電を行う。

- ・LINE 療養サポート、AI コールまたは療養相談で酸素飽和度が 93%以下と申告した人
- ・入院待機者、その他コロナ 119 等で医師が必要と判断した人 など

ケ 発熱等の対応

(ア) 発熱診療等医療機関

インフルエンザ流行期に発熱患者等が地域において適切に診療及び検査を受けられるようにするため、発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関を指定する。

指定医療機関数 1,677 件 (1 月 8 日現在)

(イ) 発熱等診療予約センター

発熱などの症状のある方が、かかりつけ医での受診ができない場合、その方に代わり診療可能な医療機関の予約を行う「発熱等診療予約センター」を 11 月 2 日 (月) 午前 9 時に開設した。

a 予約センターの機能



(ウ) 発熱等診療予約センター応答数等

	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
電話応答数	988	1205	995	690	930	800	1222
予約希望人数	853	934	729	631	746	739	991
予約成立人数	586	690	551	394	364	243	728

コ 年末年始の対応

年末年始（12月29日から1月3日）の医療提供体制の確保を図るため、年末年始において発熱患者等の診療・検査を行う「発熱診療等医療機関」や、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行う「神奈川モデル認定医療機関」などに対して、協力金を支給することとした。

(ア) 支給対象医療機関等

- ・ 神奈川県指定を受けた「発熱等診療医療機関」
- ・ 新型コロナウイルス感染症患者の入院受入を行う「神奈川モデル認定医療機関」
- ・ 発熱患者のオンライン診療を行う医療機関
- ・ 県又は県薬剤師会から要請を受けた県内の保険薬局

(イ) 年末年始に対応した医療機関数

発熱等診療医療機関	817件
オンライン診療を行う医療機関	31件

(ウ) 年末年始の発熱等診療予約センター応答数等

	29日	30日	31日	1日	2日	3日
電話応答数	1323	898	736	662	741	763
予約希望人数*	905	1086	779	879	800	820
予約成立人数*	727	634	491	442	444	463

※予約希望人数及び予約成立人数はLINEによる成立数も含む

(4) 産業における対応

ア 「経営相談窓口」の設置

1月30日より、金融課、(公財)神奈川産業振興センター、神奈川県信用保証協会、商工会・商工会議所、神奈川県中小企業団体中央会、(公社)商連かながわ及び神奈川県商店街振興組合連合会に「経営相談窓口」を設置し、経営や金融に関する相談対応を開始した。

イ 中小企業制度融資による資金繰り支援等

- ・ 2月7日より、新型コロナウイルスの流行により事業活動に影響を受ける県内中小企業を「売上・利益減少対策融資」の融資対象に追加し、金利と信用保証料負担を軽減して支援することとし、制度取扱金融機関等で融資相談の受付を開始した。
- ・ 3月2日より、県全域が「セーフティネット保証4号」の指定地域となり、速やかに「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」を創設した。
- ・ 3月6日、国が、特に重大な影響が生じている「宿泊」「飲食業」など40業種をセーフティネット保証5号の対象業種として追加指定したことにより、これらの業種についても県の「セーフティネット保証5号融資」が利用できるようになった。また、5月1日に、全業種が指定された。
- ・ 3月26日より、国が「危機関連保証」を発動したことを受け、セーフティネット保証とは更に別枠で利用可能な「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」を新設し、相談受付を開始した。
- ・ 4月1日より、新型コロナウイルス関連融資について、信用保証料への補助を拡充し、「新型コロナウイルス対策特別融資(4号別枠)」及び「新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)」について、中小企業が負担する信用保証料を不要(ゼロ)とするとともに、その他の新型コロナウイルス関連融資についても、信用保証料補助率を2倍に拡充して、資金繰り支援を強化した。
- ・ 5月1日より、融資当初3年間の実質無利子と保証料負担最大ゼロの「新型コロナウイルス感染症対応資金」を、民間金融機関等(銀行、信金等)を通じて融資を行う「神奈川県中小企業制度融資」に創設し、過去最大規模(7,300億円)の融資を開始した。また、(公財)神奈川産業振興センターが行う「設備貸与制度」に、県が当初3年間の利子補給を行うことで、実質無利子となる支援を開始した。
- ・ 6月15日より、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の融資限度額を3,000万円から4,000万円に引き上げた。
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の取扱期限を、12月31日から令和3年3月31日の保証申込み受付分まで延長した。

【新型コロナウイルス関連融資実績（令和2年2月～11月末現在）】

融資メニュー	合計	
	件数	金額
売上・利益減少対策融資【新型コロナウイルス要件】	461	12,150 百万円
セーフティネット保証5号	625	22,500 百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（4号別枠）	2,136	70,639 百万円
新型コロナウイルス対策特別融資（危機関連保証別枠）	2,601	104,182 百万円
新型コロナウイルス感染症対応資金	22,557	407,552 百万円
計	28,380	617,025 百万円

ウ 再起促進支援等

(7) 中小企業・小規模企業の再起促進に係る支援

a 中小企業・小規模企業再起促進事業費補助金

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けている中小企業者に対して、非対面型ビジネスモデル構築、感染症拡大防止、ITサービス導入、生産設備等導入又はビジネスモデル転換等に取り組む経費の一部を補助する。

＜実施状況＞（6月30日までの公募実施分）

申請件数 4,018 件

申請金額 8,143,409 千円

(a) 非対面型ビジネスモデル構築事業・感染症拡大防止事業

デリバリー業者やネット通販を利用するための初回登録料や月会費、デリバリーサービスのためのキッチンカーの改修経費、テイクアウト用の容器等の購入経費など、非対面ビジネスモデル構築に係る経費を補助する。

また、感染防止対策のためのつい立、マスク、消毒液、ビニール手袋等の購入や、レジやカウンターに設置するビニールカーテンの購入経費など、感染防止対策に係る経費を補助する。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

(b) ITサービス導入事業

Web会議システムの導入、財務会計や勤怠管理、顧客管理等ソフトの導入経費など、業務を効率化するために係る経費を補助する。（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

(c) 生産設備等導入事業

個包装のラッピングシステム等生産ラインの改造経費、自動搬送ロボット設備の導入経費など、生産性改善のための設備投資に係る経費を補助する。

（上限200万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

(d) ビジネスモデル転換事業

自動車部品製造業を行っていたが、医療関連製品の製造へ転換するための設備導入経費など、ビジネスモデルの転換に係る経費を補助する。

（上限5,000万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

b 中小企業・小規模企業感染症対策事業費補助金

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する中小企業者等が行う、aの(a)から(c)（12ページ記載）に取り組む経費の一部を補助する制度を創設し、8月3日から公募を実施した。

＜実施状況＞（12月4日までの公募実施分）

申請件数 4,800件

申請金額 3,582,528千円

(イ) 商店街等の再起促進に係る支援

a 感染防止対策・販売促進事業

商店街内に設置するための消毒液の購入経費や、商店街のデリバリーやテイクアウト事業を周知するWebサイトやチラシの作成経費など、商店街団体等が行う感染防止対策や販売促進経費を補助する。

なお、県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が行うこれらの取組について、6月補正予算において、予算を増額した。（上限300万円 補助率：補助対象経費の1/2以内）

＜実施状況＞

9月28日に募集終了。48団体に対し交付決定。

b プレミアム商品券支援事業

県が普及している「感染防止対策取組書」に協力する商店街団体等が実施するプレミアム商品券事業において、プレミアム（割増）分やプレミアム商品券の印刷に要する経費を補助する制度を、6月補正予算により新設した。応募多数につき予算額に達したが、商店街団体等へ更なる支援を行うため、9月補正予算にて増額を行い、2次募集を開始し、11月27日に募集を終了した。

（上限100万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

＜実施状況＞

1次募集の結果、11団体に対し交付決定。

2次募集の結果、6団体に対し交付決定。

(ウ) スマート工場化に係る支援

県内に工場をもつ中小企業に対して、ローカル無線通信ネットワークの整備構築によるスマート工場化に係る経費を補助する。

（上限200万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）

また、スマート工場化に係る専門家による助言を行う。

＜実施状況＞

6月29日から7月31日まで公募を実施し、8事業者に対し交付決定。

(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発の支援

県内に事業所をもち、「令和2年新型コロナウイルス感染症」を事由として、セーフティネット保証4号の認定を受けている中小企業に対して、神奈川県立産業技術総合研究所の依頼試験、機器使用の料金を50%減額する。

<実施状況>

神奈川県立産業技術総合研究所において、6月8日の受付から、要件に該当する企業に対して減額措置を開始。

(1月5日時点実績:79件(料金確定76件)、
減免対象金額7,212千円(減免額:3,606千円))

(オ) **新型コロナウイルス感染症拡大の収束後に向けた商品・技術開発のための、ローカル5G実証環境の整備**

県内企業における、IoT等の先端技術の導入、新たな商品やサービス等の開発を促進するため、神奈川県立産業技術総合研究所に、ローカル5Gの実証環境を整備する。

<実施状況>

現在、神奈川県立産業技術総合研究所において、実証環境を整備する事業の契約を締結し、整備工事中。

(カ) **感染症対策型ビジネスモデル創出の支援**

県内に本社機能を有する施設又は工場を有する企業が、県民等への優先的な供給を目的にマスクやアルコール消毒液等の生産設備を導入する際に係る経費を補助する。

(上限2億円(生産規模の要件を満たす場合) 補助率:補助対象経費の10/10)

<実施状況>

5月11日から5月22日まで公募を実施し、6月17日にマスク生産設備を導入する事業者に対し、交付決定。

(キ) **経営資源引継・事業再編の支援**

新型コロナウイルスの影響で売上が減少してしまったため、第三者への事業承継を行った際に、第三者が元々働いていた従業員を継続して雇用する場合の人件費相当分を補助する。

(上限100万円 補助率:3/4以内)

<実施状況>

令和2年7月10日から令和3年1月31日まで公募を実施。

(ク) **ベンチャー企業に向けた事業化支援**

県民等に求められる「新しい生活様式」の実行・定着に資する、新たなサービスの開発プロジェクトを募集・採択のうえ、優れたアイデアを提案したベンチャー企業等に対して、開発経費の一部を支援する事業を、6月補正予算により実施する。

<実施状況>

ベンチャー企業が複数企業と連携して取り組むプロジェクト

応募:45件、採択:6件

ベンチャー企業が単独で取り組むプロジェクト

応募:43件、採択:10件

(ケ) **県内工業製品購入促進事業**

新型コロナウイルス感染症の拡大による消費の冷え込みに対し、県内の需要を喚起するとともに、県内製造業を支援するため、県内の工場で製造され、一般に流通している完成された製品・商品(但し、部品・部材を除く)を購入した際、購入者に一定の値引きを付与する事業を、6月補正予算により実施する。また、9月補正予算において、

予算を増額した。

(1件当たり 値引率 10%以内 上限 20万円)

<実施状況>

10月22日から値引きの付与を開始。また、クーポンの利用期間を令和3年3月26日まで延長した。

(コ) **新型コロナウイルスに対応する製品の性能評価サービスの開始**

企業が開発した抗ウイルス製品の性能評価へのニーズに応えるため、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所殿町支所において、新型コロナウイルスに対応した性能評価サービスを開始する。

<実施状況>

12月25日から相談・申込受付を開始。

(カ) **県内消費喚起対策事業**

新型コロナウイルス感染症の拡大により、消費意欲の減退した消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援するため、キャッシュレス決済時に、決済額の20%（1人当たり上限4,000円相当分）を還元する。

※事業開始時期については、新型コロナウイルスの感染拡大状況を見ながら検討。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付

(ア) **第1弾**

4月11日から5月6日の間（少なくとも4月24日から5月6日の間）、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、最大30万円の協力金を交付する。

<実施状況>（1月14日現在）

申請件数	40,529件（郵送21,641件、電子18,888件）
処理済件数	40,529件
交付処理累計額	4,739,600千円

(イ) **第2弾**

5月7日から5月26日までの間で15日間以上、県の要請に応じて、休業や夜間営業時間の短縮に協力し、また、自主的に休業等に協力いただいた中小企業または個人事業主等に対し、10万円の協力金を交付する。

<実施状況>（1月14日現在）

申請件数	42,843件（郵送18,642件、電子24,201件）
処理済件数	42,843件
交付処理累計額	4,064,700千円

(ウ) **第3弾**

12月7日から17日までの11日間、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮に協力いただいた横浜市・川崎市に所在する酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店等に対し、1店舗あたり最大22万円の協力金を交付する。

<実施状況>（1月14日現在）

申請件数	8,167件（郵送3,970件、電子4,197件）
------	---------------------------

(イ) **第4弾**

令和2年12月18日から令和3年1月11日までの25日間、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮に協力いただいた横浜市・川崎市に所在する酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店等に対し、1店舗あたり最大100万円の協力金を交付する。

なお、1月8日から1月11日までの4日間について、更なる夜間営業時間の短縮等に協力いただいた場合は、1店舗あたり最大8万円の協力金を交付する。

(オ) **第5弾**

1月12日から2月7日までの27日間、県の要請に応じて、夜間営業時間の短縮等に協力いただいた飲食店及びカラオケ店等に対し、1店舗あたり最大162万円の協力金を交付する。

オ 感染防止対策用アクリル板等の無償貸出

会食時の飛沫感染を防ぐためには、アクリル板により遮蔽し、飛沫の拡散を防止する、飛沫を換気により排出する、そして加湿により浮遊する飛沫を減らすことが有効とされていることから、県内飲食店に対し、「アクリル板」、「サーキュレーター」、「加湿器」を緊急的に無償で貸出す事業を、11月25日から開始した。また、12月9日から、二酸化炭素の濃度により換気のタイミングを知ることができる「CO₂濃度測定器」を貸出物品に追加した。

また、アクリル板の貸出しについて、かながわ労働プラザ（横浜市中区）に加え、1月6日から厚木合同庁舎（厚木市水引）で実施することとした。

<申込状況>（1月18日16:00現在）

品目	受付数
アクリル板	52,660枚
サーキュレーター	622台
加湿器	762台
CO ₂ 濃度測定器	603台

(5) **雇用、労働関係の支援の実施**

ア 雇用調整助成金等の周知

事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者を一時的に休業させて雇用維持を図った場合に、国が休業手当や賃金等の一部を助成する雇用調整助成金等について、対象者の拡大や支給要件の緩和等の特例措置の内容を、県のホームページで周知している。

イ 経済団体への要請

県内の経済団体5団体に対し、3月18日、知事と神奈川労働局長の連名により、雇用の維持、解雇の回避、採用内定者や就職・採用活動等について特段の配慮を依頼するとともに、会員企業への周知徹底を要請した。

さらに、9月16日、新型コロナウイルス感染症の影響下における雇用の維持や新規学卒者の採用活動の継続、就職氷河期世代の安定就労に向けた支援等を依頼するとともに、会員企業への働きかけを要請した。

ウ 労働相談の実施

新型コロナウイルスに関連する雇用問題の解決に向けた支援、助言等を行うため、かながわ労働センター本所及び川崎、県央、湘南の各支所において、電話や面談による労働相談を実施している。

さらに、7月1日に、かながわ労働センターに新型コロナウイルスに関する労働相談専用ダイヤルを開設した。

また、新型コロナウイルス関係の実際の相談事例を類型化して分かりやすくまとめ、ホームページに掲載して、問題の解決に必要な知識や情報の周知を図っている。

エ 雇用調整助成金の活用に係る支援

県内企業に雇用を維持していただくため、申請手続きがわかりにくいと言われていた雇用調整助成金に関する予約制の個別相談会（4・5月は電話、6月以降は対面）を実施し、8月末までに136社を支援した。

なお、6月からは、神奈川労働局と連携し、相談会の場で、直接、申請書を受理できる方式とし、企業の利便性の向上を図った。

オ テレワーク導入に向けた支援

テレワーク導入を図る中小企業を支援するため、4月から6月まで、予約制のウェブによる個別相談会を実施し、27社を支援した。

また、中小企業へのテレワーク導入を促進し、「新しい生活様式」に沿った働き方の定着を図るため、6月補正予算により、モバイルパソコン等の購入費用も補助対象とした「テレワーク導入促進事業費補助金」（上限40万円 補助率：補助対象経費の3/4以内）を新設した。

9月18日から募集を開始し、募集期間満了前に予定件数に達したため、予備費からの充当等により事業費を増額し、期間満了（12月18日）まで募集を受け付けた。

更に、令和3年1月7日に一都三県に再び緊急事態宣言が発出されたことを受け、県内経済団体等に対し、テレワークやローテーション勤務等の徹底への協力を依頼するとともに、再度予備費を充当し、1月15日から再募集を開始した。

<実施状況>（1月5日現在）

申請件数	769件
申請金額	193,751千円
交付決定数	299件

交付決定累計額 101,679千円

カ キャリアカウンセラーの増員による就労相談の充実

経済の停滞により雇用環境が悪化する中、6月補正予算によりかながわ若者就職支援センター及びシニア・ジョブスタイル・かながわのキャリアカウンセラーを10月から各1名増員し、就労相談体制の充実を図るとともに、街頭労働相談等での対応を強化した。

キ 合同就職面接会及びミニ企業相談会の実施

失業者の増加に備え、求人企業を開拓しながら、数社程度が参加する小規模な企業相談会を県内各地で継続的に実施するとともに、失業者が一度に様々な分野の企業等と面接できる機会として合同就職面接会を実施し、失業者と人手を必要とする企業のマッチングを行う。

<実施状況>（1月14日現在）

10月27日から企業と本音トーク会（企業相談会）を20回開催。

ク サテライトオフィスの設置支援

Withコロナ時代のワークスタイルとして、県内各地でサテライトオフィス勤務ができる環境整備を進めることを目的として、特にサテライトオフィスが少ない地域へ設置する企業、団体等を支援するための「サテライトオフィス整備事業費補助金」（上限 200 万円 補助率：補助対象経費の 3/4 以内）を創設し、10 月 16 日から 12 月 15 日まで一次募集を行い、11 月補正予算にて繰越明許の承認を得て、1 月 8 日から二次募集を開始した。

＜実施状況＞（12 月 24 日現在）

一次募集交付決定数	23 件
一次募集交付決定額	43,550 千円
二次募集予算額	16,450 千円

(6) 観光における対応

ア 観光客等への情報発信

(ア) 国内観光客向け

国内観光客向けウェブサイト「観光かながわNOW」において、新型コロナウイルスの感染症関連情報をまとめた特設サイトを作成し、情報を発信している。

また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」を作成し、県ホームページ等に掲載した。

さらに、「観光かながわNOW」において、「モバイル空間統計人口マップ」等、4 つの混雑状況の確認方法を紹介している。

(イ) 外国人観光客向け

外国語観光情報ウェブサイト「Tokyo Day Trip」（9 言語）において、県の特設サイトへのリンクのほか、新型コロナウイルスへの問合せにも多言語（4 言語）対応している日本政府観光局の 24 時間コールセンター等の情報を発信している。また、新しい生活様式を実践して旅行を楽しむポイントをまとめた「旅行者のための感染防止サポートブック」（5 言語）を掲載した。

(ウ) 市町村・観光事業者向け

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について、市町村観光所管課、県観光協会及び同協会の会員である観光事業者等へ周知した。

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光面の影響

宿泊関係団体、横浜市や箱根町の主な旅館ホテル等に県内における宿泊キャンセル等の観光への影響について、個別にヒアリング等を実施するとともに、国とも情報共有等を行っている。

ウ 観光客の安全・安心の確保に向けた観光事業者の取組への支援

感染症を含めた災害等の発生時における外国人観光客等への適切な対応に向けた事業者向けの災害対応マニュアルを作成し、観光事業者向け説明会を実施してマニュアルの周知を行うとともに、県ホームページへマニュアルを掲載し、観光事業者の取組を支援している。

エ 観光需要の回復策

新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けた観光事業者を支援するとともに、県民の皆様が地元・神奈川県魅力を再発見する契機とするため、県民限定で県内旅行の割引を行うキャンペーン「地元かながわ再発見（かながわ県民割）」を実施しているが、感染状況が急速に悪化したことに伴い、11月30日から新規販売を一時停止した。また、既存予約分についても12月28日から2月7日までの間を旅行日程に含む場合は割引対象外としている。

なお、販売再開の時期は、感染状況等を踏まえて判断する。

オ ワークेशन普及に向けた支援

温泉観光地・箱根で、自然豊かな環境を生かしたワークेशन※に取り組む宿泊施設を支援するため、箱根DMO（一般財団法人箱根町観光協会）と連携し、ワークेशनの特設ページを観光ウェブサイト「観光かながわNOW」に作成した。また、民間旅行予約サイトにおいて、箱根におけるワークेशनの宿泊プランや観光スポットを紹介する特設サイト「リゾートワーク in 箱根」を開設した。

※ 「仕事（work）」と「休暇（vacation）」を組み合わせた造語で、IT技術の進展により、時間や場所にとらわれず働くテレワークが普及したことを背景に、新たな就業・休暇スタイルとして欧米を中心に広まりをみせている。

カ 新たな観光モデルの創出の推進

3密を避けながら、快適で満足度の高い観光を目指すための「新たな観光モデル」の創出に向けて、箱根において「混雑情報の発信」、大山地域において「オンラインツアー」と「地域周遊の促進」に取り組んでいる。

(7) 県立学校及び市町村立学校の対応

県内で国内初となる感染者が確認された令和2年1月16日以降、県教育委員会では文部科学省の通知等に基づき、新型コロナウイルス感染症への対応について、県立学校・市町村教育委員会への周知、徹底を図ってきた。

ア 2月28日の文部事務次官通知を受け、感染防止を図り、子どもたちの安全、安心を確保するために、県立学校については3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業とし、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

イ 3月30日に、県立学校については、4月6日から2週間程度を臨時休業とした。また、4月2日に、全市町村教育委員会に対して、県立学校の取組を参考として、2週間程度の臨時休業等、感染拡大防止の取組への協力を要請した。

ウ 4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月6日まで臨時休

業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。
エ 5月4日に、国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県立学校については5月31日まで臨時休業を延長し、全市町村教育委員会に対しても同様の対応を要請した。

オ 5月22日に、国の緊急事態宣言が解除され、県立学校の臨時休業を終了し、6月1日に再開する場合に備え、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「教育活動の再開等に関するガイドライン」として取りまとめ、「県立学校における教育活動の再開に向けた準備等について」を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へガイドラインを参考に、所管する各学校における教育活動の再開に向け、必要な検討、準備を進めるよう依頼した。

【学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方】

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要がある。
- 学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。
- 学校の教育活動の再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 今後の国の動向や県内の感染状況等により、段階的再開の日程の変更はあり得る。

カ 5月25日の国の緊急事態宣言の解除を受け、知事からの協力要請が解除されることから、県教育委員会としての対応を以下の(1)から(3)のとおりとし、同日に、「国における緊急事態宣言解除に伴う県立高等学校における教育活動等の再開について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会へ休業要請の解除と、今後の学校再開についての適切な対応を依頼した。

- (1) 県立学校については、6月1日から教育活動を再開する。
- (2) 学校としての必要な受け入れ態勢を整えるため、5月31日まで臨時休業を継続する。
- (3) 臨時休業終了後の県立学校の再開にあたっては、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。

キ 6月24日に、県内の新規陽性患者数が減少傾向となっており、6月18日に新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針が改定され、営業時間の短縮や県域を越えた移動の自粛の要請等が解除（ステ

ップ2へ移行)されたこと等を受け、5月22日に示した「ガイドライン(高等学校・中等教育学校)」における県立高校等の段階的な再開の期間等を変更し、「通常登校」の実施時期の前倒しを、以下の(1)及び(2)のとおり予定することとし、同日に、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (1) 「分散登校Ⅱ」(6月22日～27日)及び「時差短縮Ⅰ」(6月29日～7月4日)までは、当初の予定の通りとする。
- (2) 「時差短縮Ⅱ」(7月6日～8月29日)の期間中である、7月上旬(6月19日から概ね3週間後)における県内感染状況が現状と同程度である場合は、「時差短縮Ⅱ」の期間を1週間に短縮し、7月13日から「通常登校」に移行する。

県立特別支援学校については、感染すると重症化するリスクが高い児童・生徒等が在籍していることなどから、教育活動の段階的再開については、より一層慎重に進めていくことが必要であるため、「ガイドライン(特別支援学校)」に記載した予定通りとする。

なお、県内の感染状況や国の動向等により、期間等については変更する場合がある。

ク 7月3日に、5月22日に示した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン(高等学校・中等教育学校)」及び6月24日付け「県立高校等の「通常登校」の実施時期の前倒しの予定について(通知)」を踏まえ、「県立高等学校及び県立中等教育学校における「通常登校」に向けた部活動の再開ガイドライン」を、以下の(1)から(4)のとおり策定し、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

- (1) 現時点で予定どおり7月13日から「通常登校」に移行した場合は、感染症対策を講じながら公式大会やコンクール等への参加を含め通常通り部活動を実施する。
- (2) 各種目の中央競技団体等が作成したガイドライン等を示された練習内容や競技実施上の留意点等も踏まえ、各学校の実情に応じ、日頃の校内練習や大会参加に当たっての必要な感染防止対策を講じる。
- (3) 生徒の怪我防止には十分留意するとともに、部活動の再開時期が高温多湿の時期となることから、特に熱中症予防に係る対応について、顧問、生徒共に「神奈川県立学校熱中症予防ガイドライン」をもとに、万全な対策を講じる。
- (4) 部活動ごとに活動方針及び活動計画を作成することや生徒の健康状態を把握することなどの「事前の確認事項」、健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させることなどの「活動前後の留意事項」、「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すことなどの「活動時の留意事項」を踏まえ、各学校で部活動を実施す

る。

ケ 7月3日に、市町村立中学校等で長期間にわたり臨時休業等が実施されていたことを踏まえ、令和3年度の神奈川県公立高等学校入学者選抜等における学力検査については、中学校で学習していないことは出題しないという前提に立ち、その出題範囲を以下の(1)から(5)のとおりとし、市町村教育委員会等に通知した。

- (1) 公立高等学校入学者選抜における学力検査では、社会、数学、理科については、学習指導要領に示された全ての学習内容を中学校第3学年の1月末までに学ぶことは難しいと判断し、次の表の内容（当該各教科の教科書において最後に学習する内容）について、出題範囲から除く。

教科	出題範囲から除く内容(※)
社会	公民的分野で学習する内容のうち、「私たちと国際社会の諸課題」
数学	中学校第3学年で学習する内容のうち、「資料の活用(標本調査)」
理科	第1分野で学習する内容のうち、「科学技術と人間」 第2分野で学習する内容のうち、「自然と人間」

※内容の単元名は「中学校学習指導要領(平成20年3月告示)」の内容に基づく。

- (2) 国語、外国語(英語)については、3年間を通じて学習すべき内容を繰り返し学ぶという教科の特性があり、学習指導要領上の特定の学習内容を出題範囲から除くことは難しいと判断しているが、漢字及び英単語を学習する順序が各中学校で使用する教科書により異なるため、公平性を担保する観点から、漢字や英単語を問う問題（読み・書き・意味）において、中学校第3学年で新たに学習する漢字及び英単語は、出題範囲から除く。
- (3) 学力検査の他、各校の特色に応じて実施する特色検査のうち、学力向上進学重点校等で実施している、記述型の自己表現検査についても、学力検査と同様の内容を出題範囲から除く。
- (4) 県立中等教育学校入学者決定検査における適正検査では、公立高等学校入学者選抜における学力検査と異なり、各教科で学習した内容を問うのではなく、これからの社会で必要とされる幅広い教養を育成していく上での基礎的な力を測ることから、出題範囲の限定は行わない。
- (5) 県立中等教育学校入学者決定検査におけるグループ活動（与えられた課題について、自分の意見をまとめた後、グループでの話し合いを行い、集団の中での人間関係構築力の基礎的な力と中等教育学校で学ぼうとする意欲や目的意識をみる検査）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて適切に実施することが困難であると判断し、実施しない。

コ 7月9日に、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（以下、「県対策本部会議」という。）における県内の感染状況に関する

評価を踏まえ、県立高校等については生徒の安全、安心の確保と、生徒の学びの保障をさらに図ることを両立させるため、7月13日から予定していた「通常登校」への移行については、生徒の通学時の感染リスクを軽減するため、朝の「時差通学」と組み合わせて実施することとし、同日、以下の(1)から(9)の内容について各県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

- (1) 朝の混雑時間帯を避けるため、始業時刻を概ね30分程度繰り下げる「時差通学」（授業開始時刻を通常の8時50分から概ね9時20分以降とする。）を実施する。
 - (2) 「時差通学」による授業開始時刻は、学校や生徒の状況により各学校長が判断する。
 - (3) 公共交通機関等の状況から、上記により難しい場合は教育委員会と協議する。
 - (4) 「時差通学」の継続については、原則として概ね3週間後の県内の感染状況等により判断する。ただし、その時点で「時差通学」を継続しない場合であっても、学校長の判断により個別に「時差通学」を継続することは可能とする。
 - (5) 授業については、原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。
 - (6) 部活動については、感染症対策を講じながら、「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付けで通知）等に基づき実施する。
 - (7) 学校行事については、感染症対策を講じた上で実施可能とし、今後、実施に当たっての対応等を記載した「ガイドライン」を作成し、各学校に示す予定。
 - (8) 県立特別支援学校については、5月22日付けで示した「ガイドライン（特別支援学校）」に記載した予定通りとする。
 - (9) 今後も、県内の感染状況等を踏まえ、「時差短縮」や「分散登校」に戻すことを含め、教育活動の段階や期間等について検討し、変更することがある。
- サ 7月17日に、県立高校等の「通常登校」の実施に伴い、各学校行事の留意事項等について、「県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン」として取りまとめ、同日、県立高等学校及び県立中等教育学校に通知した。

【学校行事の実施に関する基本的な考え方等】

- 学校の教育活動に関する指導計画の見直しにあたっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断する。
- 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講ずる。

- 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにする。
 - 卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を学校に示す予定。
 - 特別支援学校については、8月31日からを予定している「通常登校」の実施に合わせ、学校行事ガイドラインを示す予定。
- シ 7月29日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、8月1日以降の県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動については、概ね30分程度始業時間を繰り下げる「時差通学」を引き続き実施することとした。その後については、8月下旬に県内の感染状況等を踏まえ判断することとしている。
- ス 8月26日に、県立学校の8月31日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校については、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(1)及び(2)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。
- なお、これらの措置は、当面（概ね年内）継続する。
- (1) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、学校における通常の教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。
 - (2) 県立特別支援学校について
 - (ア) 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて設定し直すことも可能とする。
 - (イ) 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。
 - (ウ) 併せて、これまで「通常登校」移行前は原則として実施しないとしていた学校行事や、活動を一部制限していた部活動については、別に示す各ガイドラインに則った実施を可能とする。
- セ 11月19日に、「令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について」を取りまとめ、入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取組に万全を期すとともに、受検者の受検機会の確保を図るため、
- 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対

応について

- 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について
- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について
- 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について
- 県立中等教育学校入学者決定検査について

など別紙1のとおり対応することとした。

ソ 11月20日に、県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動について、県立高等学校及び県立中等教育学校については、引き続き、朝の「時差通学」の時間帯を拡大して継続し、また、県立特別支援学校についても、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続することとし、同日、以下の(1)及び(2)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止の取組みを引き続き徹底するよう通知した。

なお、これらの措置は、当面（概ね年度内）継続する。

(1) 県立高等学校及び県立中等教育学校について

学校長が、地域の公共交通機関の状況を改めて勘案の上、生徒の登校時にできるだけ朝の混雑時間帯を避けることができ、また、通常の学校における教育活動が展開できる範囲で、概ね8時30分以降に授業開始時刻を設定すること。

(2) 県立特別支援学校について

(ア) 登校時刻については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。

(イ) 下校時刻については、学校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後2時から午後3時30分の間で設定すること。

タ 11月27日に、県対策本部会議において、県内の新型コロナウイルスの感染レベルが、ステージⅢ（感染急増）目前である危機感を共有するため「ステージⅢ警戒宣言」が知事から発せられた。これを受け、同日、以下の(1)及び(2)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染防止策を改めて徹底するよう通知した。

(1) 各学校においては、飛沫が飛び交うことによる感染リスクの低減を図るため、授業や特別活動、部活動における、マスクの着用や適切な身体的距離の確保や換気といった感染防止策を改めて徹底すること。

(2) 5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン」等示された「基礎疾患があるなど重症化するおそれがある児童・生徒等」、「感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合」の出欠席の取扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とするとともに、ICTを活用するなど当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。

チ 12月3日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、国が感染拡大防止に向けた集中期間としている同月17日までの間、新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下の(1)及び(2)のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、

(1) 基本的な感染防止対策を心がけ、日常生活のあらゆる場面で用心を徹底すること。

(2) 12月3日から17日までの間は、人との接触機会を減らすため、外出は控えめにすること。

なお、このことにより、部活動等、学校の教育活動に位置付けられた活動を制限するものではない。

ツ 12月11日に、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から12月3日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会が作成した「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知した。

○ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

今回の文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」では、これまで、感染者が判明した時点で、「濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部又は一部の臨時休業を実施」としていた対応を見直し、「臨時休業を直ちに行うのではなく、設置者において、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断すること」とされている。

県教育委員会のこれまでの対応は、改訂前の国の対応と同様としており、県内の感染状況を踏まえ、当面の間、この対応を維持する。

○ マスク等の着用について

学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員は、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できる場合や体育の授業においては、着用の必要はない。ただし、十分な身体的距離（概ね1～2メートル）が確保できない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

○ 教室等の換気の徹底について

冬季は、冷気が入り込むため自然換気を実施しづらい時期であるが、空気の乾燥で飛沫が飛びやすくなること、季節性インフルエンザ流行が懸念される時期でもあることから、徹底して換気に取り組むこと。その際に、健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内（授業中含む）の保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

などの対応をすることとした。

テ 12月15日に、県対策本部会議において、知事メッセージとして、医療現場の厳しい状況に鑑み、年末年始に必要な医療を受けられなくなることが現実となる危機感を持ち、コロナを自分事として受け止め、行動変容を強く促すため、改めて新型インフルエンザ等特別措置法第24条9項に基づき、事業者及び県民への感染拡大防止に向けた要請がなされた。これを受け、同日、以下のとおり県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、感染拡大防止に向けた指導の徹底について通知した。

○ 各学校においては、引き続き、児童・生徒等に対し、基本的な感染防止対策を、日常生活のあらゆる場面で徹底し、特に、「飛沫に徹底用心」を強く意識することなどについて、改めて緊張感を持って対応するよう指導すること。

ト 12月25日に、現時点の感染状況を踏まえ、県立学校の令和3年1月1日以降の教育活動の実施に当たっては、当面、感染が拡大している期間については、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続することとし、同日、以下の(1)から(3)のとおりに県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに教育活動の実施に係る留意事項を参考に適切に扱うように通知した。

(1) 現在の感染状況に応じた授業及び部活動の実施にあたっては留意事項に基づき適切に取り扱う。

(2) 出欠席の取扱いと学びの継続について、柔軟に取り扱う。

(3) 教職員一人ひとりが「教職員の感染防止対策」を踏まえた感染防止対策を徹底する。

ナ 1月5日に、1月4日に開催された県対策本部会議における知事メッセージを踏まえ、緊急事態宣言の発令も見込まれる中、改めて12月25日付け通知で示した感染防止対策を徹底するよう通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、12月25日付け通知で示した感染防止対策を参考に、適切に取り組むよう通知した。

ニ 1月7日に、特措法に基づく国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、知事からの協力要請を受け、県教育委員会としての対応を以下のとおりとし、同日に「国における緊急事態宣言に伴う県立高等学校等における教育活動について」等を県立学校に通知した。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の基本的な対応を踏まえた上で、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう要請した。

【緊急事態宣言期間中の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に沿って対応することを基本とし、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

＜高校、中等教育学校＞

- 朝の時差通学を徹底する。改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、学校長が登校時刻を設定する。併せて、下校時の混雑回避を図るため、授業については短縮授業とし、全日制課程は40分×6コマ、定時制課程は40分×4コマでの授業実施を基本とする。
- 今後、感染状況により、必要に応じて分散登校（オンラインを併用するとともに、土曜日を活用し週三日登校を基本）に移行できるように学校長は、カリキュラム等の検討を進める。

＜特別支援学校＞

- 時差通学及び短縮授業を徹底する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で学校長が登下校時刻を設定する。
- 学習活動について
 - ・ 感染防止対策を講じても、なお飛沫感染の可能性が高い学習活動は行わないようにする。

- 部活動について
 - ・ 校内における活動を原則とし（平日の放課後のみ 90 分程度、週 3 回を上限）かつ感染リスクの高い活動は中止する。
 - ・ 大会等への参加については、原則不可とし、全国大会、関東大会については、今後、開催の有無を確認しながら別途、学校長は県教委と協議する。
 - 修学旅行等について
 - ・ 延期または中止する。
 - 入学者選抜について
 - ・ 感染防止対策を講じて、予定通り実施する。
- 又 1 月 14 日に、現在の感染状況を踏まえ、令和 3 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における新たな感染拡大防止の取組を以下のとおり行うこととした。
- 令和 3 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜における Web サイトによる合格発表。
 - 中学 3 年生及びその保護者に確実な周知を図るため、令和 3 年度神奈川県公立高等学校入学者選抜において前年度から変更する点を取りまとめたリーフレットを作成し、県内国公立中学校の 3 年生全員に配付。

(8) その他

先進技術を活用し、適切な感染防止対策を講じれば、現在の人数制限を超えても、感染予防環境の実現が可能であることを実証するため、県を含む 8 者での官民連携の取組として、10 月 30 日、31 日、11 月 1 日の 3 日間、横浜スタジアムにおいて技術実証を実施。

令和3年度神奈川県公立高等学校入学者選抜等における、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る新たな対応について

1 公立高等学校入学者選抜（共通選抜）における志願手続の郵送対応について

- 令和3年度入学者選抜の共通選抜（令和3年2月15日（月曜日）実施）において、窓口での志願手続に加えて、新たに郵送による志願手続を導入する。郵送による手続の期間は、窓口での募集期間（令和3年1月28日（木曜日）～同年2月1日（月曜日）土・日を除く）に先立つ令和3年1月25日（月曜日）から1月27日（水曜日）（必着）とする。
- 神奈川県内の国公立中学校等に在籍している生徒の場合は、原則として、願書を在籍校から志願先の高等学校へ一括で郵送する。
- 窓口での志願手続の時間帯については、11月下旬に各中学校等を通じて配付する「志願のてびき」に記載する。

2 公立高等学校入学者選抜における検査時の対応について

- 検査会場では、受検者同士の間隔を1m程度確保するよう配慮する。
- 受検者にマスク着用をお願いするとともに、各検査会場への消毒液の設置や、検査会場の換気の実施など、感染症対策に万全を期す。
- 受検者は検査当日、「健康観察票」（*）を持参し。志願先の高等学校では「健康観察票」により受検者の健康状態を把握する。
*「健康観察票」：検査当日の体温や体調（咳・喉の痛みを伴う風邪症状の有無等）を受検者本人が記入するもので、志願手続終了後、志願先の高等学校から受検者に受検票を交付する際に併せて配付し、検査当日に受検者本人が志願先の高等学校に持参。
- 共通選抜の学力検査等（学力検査は、令和3年2月15日（月曜日）実施）当日に、発熱等の体調不良のある受検者は、その原因が新型コロナウイルス感染症によるか否かに関わらず、無理をせずに自宅で休養することとして、受検を見合わせ、2月22日（月曜日）に実施する「追検査」を受検するよう案内する。
- 面接や特色検査等の「追検査」がない検査においても、発熱等の体調不良のある受検者は、同様に無理をせずに自宅で休養することとして、受検を見合わせるよう案内する。その場合は、中学校長から志願先の高等学校長に提出される、「事由報告書」により「資料の整わない者」（*）として、調査書や受検した他の検査の結果等、参考にできる資料を活用して適正に選考される。
*「資料の整わない者」：志願先の高等学校で選考の資料とする調査書、学力検査、特色検査、面接のうち、やむを得ない事情により資料の一部がない受検者

3 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者の対応について

- 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（（過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）以下、「濃厚接触者」という。）のうち、次の要件を全て満たす受検者については、別室での受検を可能とする。
 - （1）自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
 - （2）検査当日も無症状であること
 - （3）公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

(4) 「濃厚接触者確認票」(*)を提出すること

* 「濃厚接触者確認票」:自治体等による検査の結果、陰性であること等を受検者本人が記入するもので、在籍中学校等を経由して受検者に配付し、検査を受検する当日に志願先の高等学校に提出。

4 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者を対象とした「追加の二次募集」について

○ 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定され、「学力検査等」及び「追検査」を受検できなかった受検者を対象とした「追加の検査」については、令和3年3月10日に実施することを令和2年7月3日に記者発表しているが、「追加の検査」の不合格者及び正当な理由があつて「追加の検査」を受検できなかった受検者を対象として、全日制公立高等学校等への進学を確保するため、新たに「追加の二次募集」を実施する。

○ 「追加の二次募集」の志願先は、共通選抜二次募集を実施する公立高等学校とする。

(全日制公立高等学校の入学選抜日程と各検査の対象者)

入学選抜日程	各検査の対象者
2月15日(月曜日) 学力検査等	・発熱等の体調不良のない受検者 ・濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者
2月22日(月曜日) 「追検査」	・インフルエンザを含めた体調不良のために2月15日の検査を受検できなかった者 ・15日の検査を受検できなかった濃厚接触者のうち、陰性で無症状などの条件を満たす者
3月1日(月曜日) 合格発表	※3月1日(月曜日)「追加の検査」志願状況公表
3月10日(水曜日) 二次募集学力検査等	・公立高等学校に合格していない者(「追加の検査」の受検を希望していたが、志願取消の手続きをした者も含む)
3月10日(水曜日) 「追加の検査」学力検査等	・新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたため、2月15日の学力検査等及び22日の追検査を受検できなかった者のうち、「追加の検査」の受検を希望する者
3月17日(水曜日) 二次募集合格発表	
3月17日(水曜日) 「追加の検査」合格発表	
3月19日(金曜日)、22日(月曜日) 「追加の二次募集」募集期間	・3月10日の「追加の検査」で不合格となった者又は正当な理由があつてこの検査を受検できなかった者で、公立高等学校に合格していない者のうち、「追加の二次募集」の受検を希望する者
3月23日(火曜日)「追加の二次募集」志願変更	
3月24日(水曜日)「追加の二次募集」面接検査	
3月26日(金曜日)「追加の二次募集」合格発表	

5 県立中等教育学校入学者決定検査について

- 県立中等教育学校入学者決定検査（以下、「入学者決定検査」という。）においては、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定された受検者を対象とした追加の検査は実施しない。ただし、濃厚接触者のうち、次の要件を全て満たす方について、別室での「入学者決定検査」の受検を可能とする。
 - (1) 自治体等によるPCR検査の結果、陰性であること
 - (2) 検査当日も無症状であること
 - (3) 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
 - (4) 「濃厚接触者確認票」を提出すること
- また、新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者以外で、検査当日、発熱等の体調不良のある受検者は、濃厚接触者とは異なる別室を設け、「入学者決定検査」の受検を可能とする。
- 受検者は検査当日、受検票の「健康状態報告欄」に必要事項を記入して持参することで、志願先の中等教育学校では「健康状態報告欄」により健康状態を把握する。

県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況

県教育委員会把握分（令和3年1月13日現在）

1 県立学校（高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

(1) 児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	0	0
	小 計	1人	1校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	252	102
	特別支援学校	21	10
	小 計	273人	112校
	合 計	274人	113校

(2) 教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校・中等教育学校	1	1
	特別支援学校	1	1
	小 計	2人	2校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	22	18
	特別支援学校	10	10
	小 計	32人	28校
	合 計	34人	30校

(3) 臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校・中等教育学校	13
	特別支援学校	7
	合 計	20校

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

月	校 種	<児童、生徒>		<教職員>	
		感染者数	合 計	感染者数	合 計
3月	高等学校・中等教育学校	0	0	0	0
	特別支援学校	0		0	
4月	高等学校・中等教育学校	0	0	1	1
	特別支援学校	0		0	
5月	高等学校・中等教育学校	1	1	0	1
	特別支援学校	0		1	
小計	高等学校・中等教育学校	1人	1人	1人	2人
	特別支援学校	0人		1人	
6月	高等学校・中等教育学校	0	1	0	0
	特別支援学校	1		0	
7月	高等学校・中等教育学校	6	6	0	2
	特別支援学校	0		2	
8月	高等学校・中等教育学校	27	29	2	3
	特別支援学校	2		1	
9月	高等学校・中等教育学校	13	18	4	4
	特別支援学校	5		0	
10月	高等学校・中等教育学校	7	7	0	1
	特別支援学校	0		1	
11月	高等学校・中等教育学校	20	25	3	5
	特別支援学校	5		2	
12月	高等学校・中等教育学校	77	81	8	10
	特別支援学校	4		2	
1月	高等学校・中等教育学校	102	106	5	7
	特別支援学校	4		2	
小計	高等学校・中等教育学校	252人	273人	22人	32人
	特別支援学校	21人		10人	
合計	高等学校・中等教育学校	253人	274人	23人	34人
	特別支援学校	21人		11人	

2 市町村立（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校）

（1）児童、生徒

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	5	4
	小学校	12	11
	特別支援学校	1	1
	小 計	18人	16校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	34	14
	中学校	314	154
	小学校	461	256
	特別支援学校	3	3
	小 計	812人	427校
	合 計	830人	443校

（2）教職員

期 間	校 種	感染者数	校 数
3月から5月まで (学校休業期間中)	高等学校	0	0
	中学校	1	1
	小学校	2	2
	特別支援学校	0	0
	小 計	3人	3校
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	8	7
	中学校	29	20
	小学校	79	56
	特別支援学校	7	5
	小 計	123人	88校
	合 計	126人	91校

（3）臨時休業（学校の全部）の状況

期 間	校 種	校 数
6月から1月まで (学校再開後)	高等学校	7
	中学校	46
	小学校	64
	特別支援学校	4
	合 計	121校

(4) 月別感染者数

<児童、生徒>

<教職員>

月	校種	感染者数	合計	感染者数	合計
3月	高等学校	0	1	0	0
	中学校	0			
	小学校	1			
	特別支援学校	0			
4月	高等学校	0	13	0	3
	中学校	3			
	小学校	9			
	特別支援学校	1			
5月	高等学校	0	4	0	0
	中学校	2			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	0人	18人	0人	3人
	中学校	5人			
	小学校	12人			
	特別支援学校	1人			
6月	高等学校	0	3	0	0
	中学校	1			
	小学校	2			
	特別支援学校	0			
7月	高等学校	0	11	0	8
	中学校	2			
	小学校	9			
	特別支援学校	0			
8月	高等学校	2	80	0	13
	中学校	17			
	小学校	61			
	特別支援学校	0			
9月	高等学校	0	58	1	5
	中学校	17			
	小学校	41			
	特別支援学校	0			
10月	高等学校	1	83	0	5
	中学校	28			
	小学校	54			
	特別支援学校	0			
11月	高等学校	8	109	4	17
	中学校	49			
	小学校	51			
	特別支援学校	1			
12月	高等学校	14	305	2	41
	中学校	138			
	小学校	151			
	特別支援学校	2			
1月	高等学校	9	163	1	34
	中学校	62			
	小学校	92			
	特別支援学校	0			
小計	高等学校	34人	812人	8人	123人
	中学校	314人			
	小学校	461人			
	特別支援学校	3人			
合計	高等学校	34人	830人	8人	126人
	中学校	319人			
	小学校	473人			
	特別支援学校	4人			

県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況

＜県立高等学校 137 校（全日制 135 校・昼間定時制 2 校）、県立中等教育学校 2 校＞

（通信制である、横浜修悠館高校を除く。）

授業開始時刻（令和 3 年 1 月 18 日現在）

授業開始時刻	学校数
8:25	1
8:45	1
8:50	4
8:55	1
9:00	14
9:05	4
9:10	30
9:15	11
9:20	39
9:25	6
9:30	22
9:35	1
9:40	3
9:55	2
計	139

※ 通常の授業開始時刻は、概ね 8:50 である。
（一部の県立高等学校を除く。）

県立特別支援学校高等部の登校時刻の状況

＜県立特別支援学校 29 校＞

登校時刻（令和 3 年 1 月 18 日現在）

登校時刻	学校数
8:45	1
8:50	2
8:55	1
9:00	9
9:15	1
9:30	10
9:40	1
9:45	1
9:50	1
10:00	2
計	29

※ 「通常登校」時の登校時刻は、概ね 8:30～9:00 である。

※ 表は、平塚盲学校、平塚ろう学校、横浜南養護学校以外は、公共交通機関を利用することの多い高等部知的障害教育部門の登校時刻である。

※ スクールバスの運行については、学校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認した上で運行している。

2 県の宿泊療養施設における入所者の死亡等について

県が運営する新型コロナウイルス感染症の宿泊療養施設において、療養中の方が亡くなられた事案に対する現時点での対応状況等について報告する。

また、1月6日に自宅療養中の方が新型コロナウイルス感染症により亡くなられました。お亡くなりになられた方に哀悼を表するとともに、ご遺族に心よりお悔やみ申し上げます。

(1) 宿泊療養施設における入所者の死亡事案の課題と対応状況

ア 課題

- ・療養者の体調悪化や体調急変時等における対応
- ・療養者の体調急変を迅速に把握する仕組の不足
- ・自宅・宿泊療養の在り方

イ 対応状況

(ア) 体調悪化や体調急変時等の定量的な判断基準の導入

体調悪化や体調急変時、またはそれが想定される場合において、電話連絡に応答しない回数や血中酸素飽和度の数値などにより状況を定量的に捉え、療養者の命を守る行動を起こすこととした。

(イ) 療養者の安否確認に特化した電話連絡の追加

12月15日から、宿泊及び自宅での療養者に対し、従来の健康観察のほかに、毎日8時半と15時半に、安否確認に特化した電話連絡をおこなうこととした。これにより、県職員の人員体制を33名補充した。

また、保健所設置市及び保健福祉事務所から、電話による安否確認がとれなかった自宅療養者の自宅に職員が訪問し、安否確認を行う体制を整えた。

(ウ) 専門職員の追加配置

療養者の健康観察や体調悪化時の対応に従事する職員として、医師を1名、看護師を1名、保健師を2名追加配置した。

ウ 今後の対応

現在、人員体制の強化により実施し始めた自宅療養者への安否確認について、AIを活用した電話対応サービスを導入することで、電話連絡の迅速化を図るとともに、専門職員の追加配備を行い、健康観察を充実させる。

また、本事案に関する第三者検証委員会を開催し、その検証結果を踏まえた再発防止対策を実施する。

(2) 第三者検証委員会の設置

徹底した原因究明のほか、再発防止対策、今後の宿泊療養施設運営の在り方等について検証等を行うため、外部の専門家を構成員とした第三者検証委員会を12月25日に設置し、同日に第一回検証委員会を開催した。

ア 構成員

- ・前田 ^{まえだ} 康行 ^{やすゆき}（弁護士（神奈川県弁護士会所属））（委員長）
- ・児玉 ^{こだま} 安司 ^{やすし}（弁護士（第二東京弁護士会所属））
- ・戸張 ^{とばり} 実 ^{みのる}（戸張会計事務所 公認会計士）
- ・橋本 ^{はしもと} 廸生 ^{みちお}（公益財団法人日本医療機能評価機構常務理事）

イ 検証等の内容

- ・原因究明
- ・再発防止策の評価、検証
- ・今後の自宅・宿泊療養施設運営の在り方

ウ 第1回委員会の概要

(ア) 委員会における検証の方針について

第1回委員会で事実関係の共有と原因究明を行い、第2回委員会（1月中下旬）で中間報告案の検討を行うとともに、再発防止策の評価・検証、無症状者や軽症者の療養の在り方について検討を行い、第3回委員会（2月下旬～3月上旬）で最終報告案を取りまとめることとした。

(イ) 本件事案の事実関係について

宿泊療養施設における療養の仕組み・体制等、本件死亡事案の詳細な経緯について、事務局から説明を行い、認識の共有を図った。

(ウ) 本件事案の原因について

本件事案の原因について結論は出されなかったが、

- ① 関係スタッフの間で酸素飽和度のデータが共有されていたにもかかわらず、どのように対応すべきかマニュアルに明確にされていなかったため、有効な対応策が講じられなかったこと、
 - ② 新型コロナウイルス感染症の特徴や経過について、関係スタッフに十分に周知されていなかったこと、
- などが原因の要素ではないか、との議論が行われた。

(エ) 中間報告に向けての整理について

第1回委員会開催後、呼吸器内科医へのヒアリングや、追加調査を行ったところであり、今後、こうした追加調査等の結果も踏まえ、第2回委員会において中間報告の取りまとめを行う。

(3) 自宅療養者の死亡事案

ア 概要

1月3日に新型コロナウイルスへの感染が確認され、自宅で療養されていた60代の男性が、1月6日に自宅で倒れていることを親族が確認し、医療機関に救急搬送したが、同日死亡が確認された。

イ 現時点での検証及び当面の対応

(ア) 検証

- ・ 入院優先度判定スコアが入院相当であったにも関わらず、自宅療養として提出があったヒアリングシートを受理しており、リスクに関する確認を行っていない状態だった。
- ・ 健康観察を行うための指標のひとつである血中酸素飽和度について、適正に測定できなかつた後、再測定を依頼したが、再測定されず、その状態のまま経過観察を継続した。
- ・ AI コールによる安否確認に応答がなかったにも関わらず、職員からの架電による安否確認や、保健所へ現地訪問の要請を行っていないかった。

(イ) 当面の対策

- ・ ヒアリングシートのリスクに関連した項目のチェックを今後徹底する。
- ・ 血中酸素飽和度が把握できない場合には、医師の判断を仰ぐことをルール化する。
- ・ その日中に済ませておくべき健康観察システムへの療養期間延長に関する情報の入力漏れや、独居の有無等のデータ入力漏れがあったため、データ入力のチェック体制を強化する。